

令和元年度南九州海の事故ゼロキャンペーン実施計画

南九州海難防止強調運動推進連絡会議

1 運動方針

船舶海難の防止のためには、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運や漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対しても、広く海難防止思想の普及、高揚を図る必要があるが、そのためには、地域の特性を踏まえたきめ細やかな運動を地域全体が一丸となって推進することが必要である。

本運動の実施にあつては、2019年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施計画の内容を踏まえつつ、小型船舶（ミニボートを含むプレジャーボート、漁船及び遊漁船）による事故が多い等の南九州地方の特性を踏まえた独自の海難防止運動を盛り込んだ運動方針を定め、南九州地方の官民が一体となった運動を強力に推進していくこととする。

2 「海の事故ゼロキャンペーン」にかかる推進項目

(1) 実施期間

令和元年7月16日(火)～31日(水)

(2) 推進項目

① 「小型船舶の海難防止」

● 発航前点検の徹底（プレジャーボート）

プレジャーボートによる船舶海難が全体の半数以上を占め、中でも機関故障による運航不能が多い。

また、それらはバッテリーの過放電や燃料欠乏を含む機関の整備不良など人為的要因（ヒューマンエラー）によるものが多いことから、「発航前点検の徹底」について啓発を図る。

● 適切な見張りの徹底（漁船、遊漁船）

漁船による船舶海難が全体の3割を占め、中でも衝突が多い。

また、それらは見張り不十分（居眠り運航を含む）によるものが多いことから、「常時適切な見張りの徹底」について啓発を図る。

● 転覆・浸水事故の防止（ミニボート）

ミニボートによる船舶海難は、転覆と浸水で全体の約6割を占めている。

また、それらは気象海象不注意によるものが多いことから、気象海象の常時把握について啓発を図るとともに、ミニボート運航者には交通ルールや海に関する基礎的な素養が不足している者が多数見受けられることから、併せて基礎的素養の付与に努める。

② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

● 常時適切な見張りの徹底

貨物船、タンカーの大型船による衝突海難が多い。

また、それらは見張り不十分(居眠り運航を含む)によるものが多いことから、「見張りの徹底」について啓発を図る。

- 船舶間コミュニケーションの促進

大型船による衝突海難では、単純な操船ミスによるものを除くと、ほとんどのケースで相手船とのコミュニケーション不足が一因となっていることから、次の点を重点に啓発を図る。

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとること
- ・ VHF や汽笛信号等を活用すること
- ・ AIS 情報を活用するとともに、AIS には正しい情報を入力すること

- ③ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

海中転落者の安全確保のためには、①海上に浮くこと、②速やかに救助を要請すること、の2点が不可欠であることから、自己救命策確保(ライフジャケット常時着用、連絡手段の確保、118番への速報)の周知徹底を図る。

なお、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う小型船舶乗船者の救命胴衣着用義務範囲の拡大(平成30年2月1日から)についても併せて周知徹底を図ること。

(3) 実施内容

- ① 広報活動

- マスメディアを活用した啓発

広く国民に対して海難防止思想の普及、高揚を図るためには、マスメディアを通じた広報が非常に有効であることから、これらの取材を念頭においた啓発活動、出動式等を積極的に行う。

また、コミュニティ FM やケーブル TV 等の地域に密着したマスメディアに対しても積極的な啓発や出演しての啓発を働きかける。

- 国民の目につきやすい場所における啓発

官公署、駅、フェリーターミナル、各種イベント会場等の人が集まる場所において、ポスター、立看板、電光掲示板による啓発を行う。

- 広報誌等による啓発

地区推進連絡会議を構成する団体、事業者等の発行する広報誌、ホームページ等に啓発記事、バナー等を掲載する。

なお、ホームページによる啓発を行う場合は具体的な事例等を併せて掲載する等して、海難の恐ろしさが国民に伝わりやすいよう工夫すること。

- ② 安全に関する指導、教育、訓練

- 訪船・現場指導

訪船・現場指導(合同パトロール含む)を行い、前記2(2)の推進項目を指導する。

- 企業等訪問

旅客船、危険物取扱業者、漁業協同組合、マリーナ等を訪問し、推進項目実

施を指導する。

- 各種講習会

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、海難防止講習会や、海上安全教室等を実施する。

- 訓練

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携し、人命救助訓練等を実施する。

3 台風海難防止強調運動 ～来るぞ台風！備えはよいか！？～

(1) 実施期間

令和元年6月21日（金）～30日（日）

(2) 運動の目的

本格的な台風来襲時期を迎えるにあたり、海事関係者の台風に対する認識や海難防止意識を向上させ、台風による海難を未然に防止する。

(3) 重点項目

- ① AIS、海の安全情報やマスメディアによる台風情報の早期把握及び継続的な情報収集
- ② 早期避難及び保船対策の励行
- ③ 走錨を防ぐための安全対策の徹底
- ④ 適切な避泊場所の選定及び事前調査・検討の実施
- ⑤ 養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等からの資材等の流出防止措置の徹底
- ⑥ 国際VHF（ch16）の常時聴取
- ⑦ 「自己救命策3つの基本」の励行

(4) 実施内容

- ① 台風・津波対策協議会等の開催、情報共有
- ② ポスター、リーフレット等による運動の周知
- ③ 自治体広報誌等への記事掲載等による啓発
- ④ マスメディアを活用した啓発
- ⑤ 漁業協同組合等の海事団体を訪問しての啓発
- ⑥ 海難防止講習会や巡視船艇による訪船指導

4 地区ごとの特性を踏まえた実施計画の策定

各地区にあっては、上記2及び3の運動の実施に先立ち、それぞれの地区の海難の傾向等を踏まえた上で具体的な実施計画を策定すること。